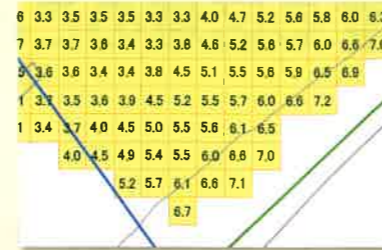


Q & A

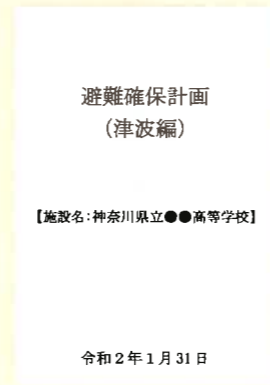
Q 基準水位はどのように活用するのですか？

A 10mメッシュ毎に0.1m単位の数値で公表するため、津波避難ビルなどの避難場所の高さが明確になります。



Q 避難確保計画とは何ですか？

A 病院や学校などの要配慮者利用施設の利用者等の迅速な避難を確保するために、避難誘導、避難体制などを定める計画です。警戒区域内に立地し、市町の地域防災計画に定められた施設は、計画の作成と訓練の実施が義務付けられます。



Q 重要事項説明の対象となりますか？

A 警戒区域内に位置する建物等を取引の対象とする場合には、重要事項説明をする必要があります。神奈川県の地図情報を発信する「e-かなマップ」において、警戒区域の範囲が確認できます。
<https://www2.wagmap.jp/pref-kanagawa/Portal?mid=40>



Q 津波からの避難について知りたいです。

A 津波発生時に、とるべき行動例を日常の4つのシーンごとにまとめた約4分の動画を「かなちゃんTV」にて配信していますので、参考にして下さい。
<https://www.youtube.com/watch?v=O6tOKwsJOYw>



津波災害警戒区域の指定状況は県ホームページにて確認できます。
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/tsunami/kuiki.html>

津波は浸水想定より 高くなります

津波災害警戒区域「イエローゾーン」では
命を守るために十分な注意が必要です。



※イエローゾーンのイメージです。実際の指定状況とは異なります。

津波災害警戒区域(イエローゾーン)とは 津波から「逃げる」ことができるように、警戒避難体制を強化する区域のことです。

※土地利用や開発行為に規制はかかりません。

▶警戒区域を指定することにより、

①基準水位の公表(ハザードマップへ反映・更新)

市町は、浸水深に、建築物等への衝突による津波のせり上げ高を加味した水位である基準水位に基づいて津波ハザードマップを更新するなどの対策を進めることになります。

②要配慮者利用施設等への避難確保計画の作成・訓練の義務化

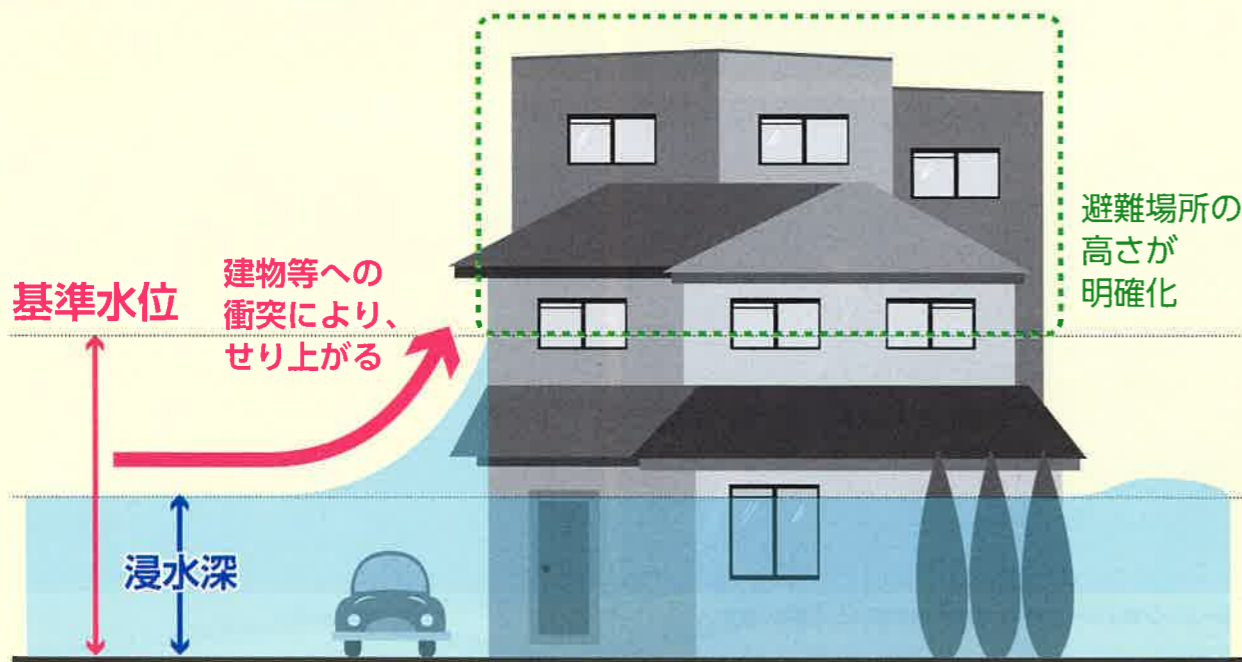
社会福祉施設や学校等の要配慮者利用施設等に、利用者が身を守るための避難計画を作成し、計画に基づく訓練を実施することが義務付けられます。

③指定避難施設等の指定

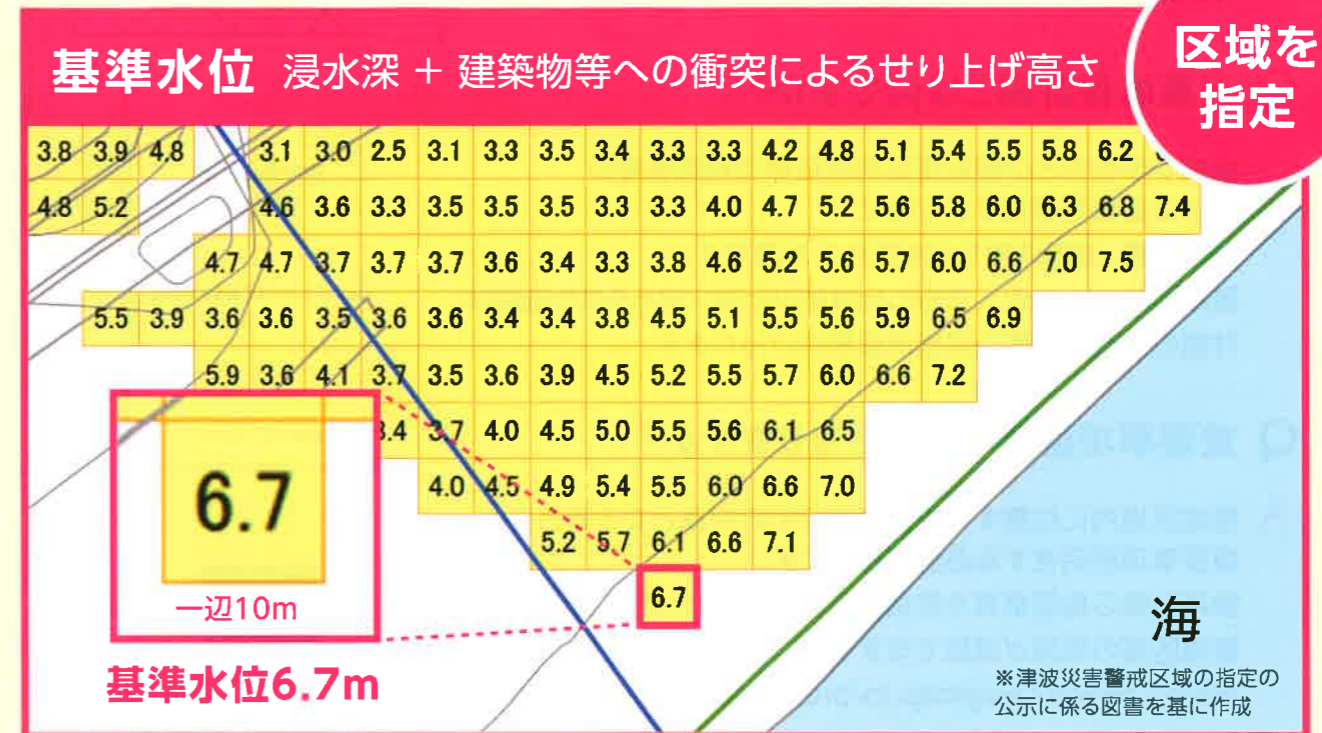
市町は、要件を満たす津波避難ビル等を、津波防災地域づくりに関する法律に基づく指定避難施設等として指定することができます。

④市町地域防災計画の拡充

市町の地域防災計画に、津波警報等の伝達、避難場所・避難経路などを記載することになります。



基準水位とは、浸水深 + 建築物等への衝突によりせり上がる高さです。



■ 津波災害警戒区域の指定に併せて、公示図書を県ホームページにて公表します。

■ 図面では、警戒区域を10m四方のメッシュに区切り、各メッシュ内に0.1m単位で基準水位を表示します。

